

四半期報告書

(第60期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

株式会社 タカラトミー

東京都葛飾区立石7丁目9番10号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	9
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	17
(4) ライツプランの内容	17
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(6) 大株主の状況	17
(7) 議決権の状況	18
2 株価の推移	19
3 役員の状況	19

第5 経理の状況	20
----------	----

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	21
(2) 四半期連結損益計算書	24
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	25
2 その他	34

第二部 提出会社の保証会社等の情報	35
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月6日
【四半期会計期間】	第60期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社タカラトミー
【英訳名】	TOMY COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富山 幹太郎
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区立石7丁目9番10号
【電話番号】	03（5654）1548（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 田島 省二
【最寄りの連絡場所】	東京都葛飾区立石7丁目9番10号
【電話番号】	03（5654）1548（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 田島 省二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第60期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第59期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	36,288	33,975	178,713
経常利益（百万円）	1,568	1,651	10,382
四半期（当期）純利益（百万円）	1,471	1,575	8,978
純資産額（百万円）	34,679	42,432	42,062
総資産額（百万円）	97,116	94,877	95,880
1株当たり純資産額（円）	356.38	436.42	432.90
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	16.47	16.74	96.60
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額（円）	14.34	13.81	80.72
自己資本比率（%）	34.5	43.3	42.5
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,562	△1,103	16,857
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△948	△727	△3,033
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	2,555	△405	△8,538
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高（百万円）	21,544	24,100	26,638
従業員数（人）	2,549	2,471	2,572

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の

推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社でありました^(株)ユニオントイマーケティングは、平成22年4月1日付けで連結子会社である^(株)ユーエースを存続会社とする吸収合併により連結子会社ではなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	2,471 [1,729]
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向を除き、当社グループ外から当社グループへの出向を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託契約の従業員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	661 [66]
---------	----------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託契約の従業員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、当第1四半期会計期間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらず見込み生産によっております。金額も僅少な為、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため販売の状況については、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるセグメントの業績に関連づけて示しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、一部に景気持ち直しの兆しが見られたものの、企業の設備投資や個人消費については低迷が続きました。また、海外経済についても、ギリシャ問題に端を発した欧州の金融不安は払拭されておらず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内玩具業界におきましては、一般玩具市場全体としては依然として厳しい環境にありますが、男児向け玩具が市場を牽引する盛り上がりを見せているとともに、各社とも店頭実演や競技大会開催など参加体験型イベントによる売場活性化を積極的に進めております。

このような環境のもと、当社グループでは2009年度から2012年度を「改革の4年」と位置づけ、新たな成長ステージに向けた改革を開始するとともに、中期経営計画を策定し経営目標の更なる明確化を図りました。中期経営計画においては、玩具事業の“改革”を継続すべく、

1. アジア地域の玩具事業拡大
2. ボーイズ商品のグローバル化
3. 定番事業の強化・拡大

の3つの重点課題の取組みを進めるとともに、2013年3月期に営業利益率8%の達成を目標といたしました。

当第1四半期連結会計期間の連結売上高は、前年同期においてトランスフォーマーの映画上映による売上伸長があったことによる反動等から、33,975百万円（前年同期比6.4%減）と減少したものの、定番商品やベイブレードなど利益率の高い商品の販売が堅調に推移したことにより、営業利益1,580百万円（同6.7%増）、経常利益1,651百万円（同5.3%増）、四半期純利益1,575百万円（同7.1%増）を計上することができました。

（報告セグメントの概況）

当社は、当第1四半期連結会計期間から、マネジメント・アプローチによるセグメント情報の開示方法に基づき、報告セグメントとして従来の所在地別セグメントによる開示情報に一本化いたしました。

（単位：百万円）

	売上高			セグメント利益又は損失（△）		
	当第1四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間	前年同四半期 比 増減	当第1四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間	前年同四半期 比 増減
日本	31,317	33,938	△2,620	2,346	2,211	134
欧州	1,540	1,550	△10	△85	△130	45
北米	101	231	△130	9	△33	42
アジア	6,290	7,259	△968	146	253	△107
合計	39,250	42,979	△3,729	2,417	2,302	115
消去又は全社 連結	△5,275	△6,691	1,415	△836	△819	△16
	33,975	36,288	△2,313	1,580	1,482	98

＜日本＞

個別業績につきましては、現代版ベーゴマのメタルファイト ベイブレードがメディアミックスによる商品展開と店頭イベントの積極的な展開により、引き続き人気を博しました。トランスフォーマーは4月から日本国内でテレビアニメ放送を開始し、低年齢層をターゲットとした関連商品の拡販を進めるとともに、海外輸出分についてもキャラクターの高い人気により順調に売上が推移いたしました。定番商品では、今年40周年を迎えたトミカのプロモーションを強化し、テレビ宣伝や各種イベントを展開いたしました。また、プラレール「きかんしゃトーマスシリーズ」やリカちゃん「チャイムでピンポーン♪ゆったりさん」などの販売が順調に推移いたしました。

国内子会社で展開する事業につきましては、㈱タカラトミー アーツにおいては、ガチャ事業およびぬいぐるみ事業の売上が堅調に推移するとともに、㈱トミーテックにおいては鉄道模型等の販売が増加いたしました。しかしながら、トイズユニオン㈱におけるテレビゲーム卸の取扱量が減少いたしました。

以上の結果、前述のとおり前年同期のトランスフォーマー映画関連商品で海外輸出伸長の反動等もあり、当第1四半期連結会計期間の売上高は31,317百万円（前年同期比7.7%減）となりましたが、営業利益については、ベイ

ブレードや定番商品などの玩具販売が順調に推移したことから2,346百万円（同6.1%増）となりました。

＜欧州＞

ギリシャ問題などによる景気の更なる悪化懸念等により、イギリスおよびフランスでの販売が苦戦しているものの、ロシアなどの海外代理店からの受注が順調に推移し、売上高は1,540百万円（前年同期比0.7%減）、営業損失85百万円（前年同期営業損失130百万円）となりました。

＜北米＞

事業再構築を進めている現地販売子会社TOMY CORPORATIONにおいては、テレビゲームソフトは既存商品に特化した販売を進め、経費圧縮を進めるとともに、トミカのグローバル展開に向けた準備を開始いたしました。売上高は101百万円（前年同期比56.2%減）、営業利益9百万円（前年同期営業損失33百万円）となりました。

＜アジア＞

ペイブレードのアジア展開を積極的に進めており、韓国、香港に続いて、台湾でも5月からテレビアニメ放送を開始し、関連商品の販売も好調に推移いたしました。中国では5月にラーメン新幹線「和谐号」を発売し、定番商品のローカライズによる拡販を進める等、アジア市場向け事業は堅調に推移したものの、生産子会社のTOMY (HONG KONG) LTD.におけるトランクスフォーマー映画関連商品の売上が、前年同期の大幅な売上伸長の反動による減少があったことから、当第1四半期連結会計期間は売上高6,290百万円（前年同期比13.3%減）、営業利益146百万円（同42.1%減）となりました。

財政状態（連結）の変動状況は次のとおりであります。

＜資産＞

流動資産は、前連結会計年度末に比較して644百万円減少し、61,488百万円となりました。これは主として商品及び製品が増加した一方で現金及び預金が減少したことによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末に比較して351百万円減少し、33,278百万円となりました。これは主として株式相場の下落を受け、投資有価証券の時価が下落したことによるものです。

＜負債＞

流動負債は、前連結会計年度末に比較して792百万円減少し、29,047百万円となりました。これは主として未払金が減少したことによるものです。

固定負債は、前連結会計年度末に比較して580百万円減少し、23,396百万円となりました。これは主として社債の約定償還および長期借入金の約定弁済を行ったことによるものです。

＜純資産＞

純資産は、前連結会計年度末に比較して369百万円増加し、42,432百万円となりました。これは主として利益剰余金の増加によるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、前連結会計年度末に比較して2,538百万円減少し、24,100百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比較して458百万円増加し、1,103百万円の支出となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益1,627百万円および減価償却費978百万円等による資金の増加に対し、たな卸資産の増加1,386百万円、未払費用の減少1,108百万円、未払金の減少643百万円、法人税等の減少458百万円等により資金の減少があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比較して221百万円増加し、727百万円の支出となりました。これは主として、有形固定資産の取得782百万円等による資金の減少があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比較して2,961百万円減少し、405百万円の支出となりました。これは主として、短期借入金の増加（純額）1,225百万円による資金の増加に対し、長期借入金の返済304百万円、社債の償還355百万円、配当金の支払544百万円等による資金の減少があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

＜当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について＞

当社は、平成19年6月26日に開催されました当社第56回定時株主総会にて、決議いただきました旧対応方針は、平成22年6月23日開催の当社第59回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時をもってその有効期間が満了いたしますが、当社では、かねてより旧対応方針の更新について検討を進め、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、旧対応方針の導入後の実務の動向を踏まえ、旧対応方針の内容を改定した新しい対応方針（以下、「本対応方針」という。）として買収防衛策を継続することを決定し、本定時株主総会にて承認されました。

当社といたしましては、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主の皆様共同の利益に反する買付行為を防ぐための一定のルールが必要であると考え、本対応方針として買収防衛策を継続するものです。

1. 本対応方針の概要

本対応方針の概要は以下に記載するとおりですが、本対応方針の詳細については、当社ホームページ掲載の平成22年5月11日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧下さい。

（参考URL：<http://www.takaratomy.co.jp/company/release/ir/index.html>）

（1）特別委員会の設置

本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の発動または不発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客觀性および合理性を担保するため、当社が意向表明書を受領し、または対象買付者が出現する可能性があると当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合、別に定める特別委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置します。特別委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役および社外監査役の中から選ばれた者がこれに就任いたします。

（2）手続の概要

本対応方針は、①本対応方針の適用の対象となる当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者（以下、「対象買付者」といいます）が、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供しなければならないこと、②提供された情報等に基づき特別委員会が対抗措置の発動または不発動等に関する勧告を行うこと、③当該勧告を受けて当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うまでの間、対象買付者およびそのグループは大規模買付行為等を実施することができないこと、④対象買付者が本対応方針に定める手続を遵守しない場合、または、本対応方針に定める手続を遵守した場合であっても、一定の場合は当社取締役会が、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、また、特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合には、当社株主総会の判断に従い、大規模買付行為等に対し対抗措置を発動することを決議できること等をその内容としております。

（3）対抗措置の概要

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の判断をする場合には、その決議に基づき、新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第277条以下）の方法によって、一定の日における全ての株主の皆様に対して割り当て、または、その他法令若しくは当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うこととします。

（4）本対応方針の継続手続

本対応方針の継続については、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するため、一定の場合には当社株主総会の承認決議を経るものとしております。そこで、当社は、本定時株主総会に当社定款第18条第2項を新設することを含めた定款変更議案を付議し株主の皆様の承認をいただきましたので、当社株主総会は対抗措置の発動に関する承認決議を行う法的権限を有することになります。

2. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう。」、「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる。」を創業理念とし掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。お蔭様でお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」、「トミカ」、「リカちゃん」、「チョロQ」など多数の商品が世代間を越えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれています。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「 すべての『夢』の実現のために

　　子どもたちの『夢』の実現のために

　　わたしたちの『夢』の実現のために

　　株主の『夢』の実現のために

　　パートナーの『夢』の実現のために

　　社会の『夢』の実現のために

　　わたしたちは新しい遊びの価値を創造します。　」

「すべての『夢』の実現のために」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものであると考えています。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実現により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、全てのステークホルダーの「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社および当社グループの企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社および当社グループの企業価値に及ぼす影響、さらには、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素に鑑みて、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。

3. 基本方針の実現に資する特別な取組み及び本対応方針についての取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期経営戦略」、「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(2) 本対応方針について

本対応方針は、①株主および投資家の皆様並びに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、②本対応方針による買収防衛策の導入に関して、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効について株主の皆様の意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様の意思に係らしめられていること、③本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役および社外監査役によって構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を最大限に尊重し、特別委員会が当社取締役会に対して行う勧告において、対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとし、本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、④合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、509百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、当社の市川物流センターの物流設備が完成したことにより建設仮勘定から機械装置及び運搬具等に振替いたしました。その設備の状況は次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具器具備品	合計	
市川物流センター (千葉県市川市)	日本	倉庫・物流施設	112	786	62	961	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	384,000,000
計	384,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成22年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成22年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	96,290,850	96,290,850	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1 (注)2
計	96,290,850	96,290,850	—	—

(注) 1. 「提出日現在」欄の発行数には、平成22年8月1日以降提出日までの潜在株式の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
なお、単元株式は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成19年3月6日取締役会決議

2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (平成19年3月23日発行)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	7,000
新株予約権の数（個）	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,363,636
新株予約権の行使時の払込金額（円）	616
新株予約権の行使期間	平成20年3月23日から 平成24年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 616 資本組入額 308
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権付社債の社債権者が新株予約権を行使したときは社債の金額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなします。

2. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 株価の下落により新株予約権の転換価額が下方に修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

(2) 転換価額の修正の基準および頻度

平成21年3月23日および平成22年3月23日(以下「それぞれの日を修正日」といいます。)時点で有効な転換価額が、修正日の直前の60連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均価額(以下「時価」といいます。)を1円を超えて上回っていた場合、転換価額は時価に修正されます。ただし、時価が当初転換価額の80%を下回っているときは、修正後の転換価額は当初転換価額の80%とします。同基準に基づき、平成21年3月23日より転換価額を修正しております。

(3) 転換価額の下限および新株予約権の目的となる株式の数の上限

①転換価額の下限：616円

②新株予約権付の目的となる株式の数の上限

11,363,636株 (平成22年6月30日現在の普通株式の発行済株式総数の11.80%)

ただし、本新株予約権の行使により生じる単元未満株については行使請求に際して買取請求があつたものとして現金を交付するものとします。

(4) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

新株予約権の一部行使はできません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

特にありません。

平成21年5月25日取締役会決議

2014年満期転換社債型新株予約権付社債 (平成21年6月10日発行)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	4,900
新株予約権の数（個）	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,993,474
新株予約権の行使時の払込金額（円）	613
新株予約権の行使期間	平成22年6月11日から 平成26年6月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 613 資本組入額 307
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、 社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできな い。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権付社債の社債権者が新株予約権を行使したときは社債の金額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があつたものとみなします。

2. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 株価の下落により新株予約権の転換価額が下方に修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

(2) 転換価額の修正の基準および頻度

平成22年6月10日、平成23年6月10日および平成24年6月10日(以下それぞれの日を「修正日」といいます。)時点で有効な転換価額が、修正日の直前(当日を含みます。)の60連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均価額(以下「平均終値」といいます。)を1円を超えて上回っていた場合、転換価額は、修正日の直後に到来する取引日に、平均終値に修正されます。ただし、平均終値が当初転換価額の80%を下回っているときは、修正後の転換価額は当初転換価額の80%とします。なお、上記転換価額修正の計算においては、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

(3) 転換価額の下限および新株予約権の目的となる株式の数の上限

①転換価額の下限：490円40銭

②新株予約権の目的となる株式の数の上限

9,991,843株(平成22年6月30日現在の普通株式の発行済株式総数の10.38%)

ただし、本新株予約権の行使により生じる単元未満株については行使請求に際して買取請求があつたものとして現金を交付するものとします。

(4) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

新株予約権の一部行使はできません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

特にありません。

平成21年5月25日取締役会決議

2024年満期転換社債型新株予約権付社債 (平成21年6月10日発行)	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	400
新株予約権の数（個）	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	652,528
新株予約権の行使時の払込金額（円）	613
新株予約権の行使期間	平成22年6月11日から 平成36年6月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 613 資本組入額 307
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、 社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできな い。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権付社債の社債権者が新株予約権を行使したときは社債の金額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があつたものとみなします。

2. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 株価の下落により新株予約権の転換価額が下方に修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

(2) 転換価額の修正の基準および頻度

平成22年6月10日(以下「修正日」といいます。)の直前(当日を含みます。)の60連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均価額(以下「平均終値」といいます。)が、修正日時点で有効な転換価額の80%以下である場合、転換価額は、修正日の翌日以降、修正日時点で有効な転換価額の80%に修正されます。また、平均終値が、修正日時点で有効な転換価額の80%超90%以下である場合、転換価額は、修正日の翌日以降、修正日時点で有効な転換価額の90%に修正されます。なお、転換価額の算出においては、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。同基準による修整の条件に該当しなかつたため、転換価額は修整しておりません。

(3) 転換価額の下限および新株予約権の目的となる株式の数の上限

①転換価額の下限：613円

②新株予約権の目的となる株式の数の上限

652,528株 (平成22年6月30日現在の普通株式の発行済株式総数の0.68%)

ただし、本新株予約権の行使により生じる単元未満株については行使請求に際して買取請求があつたものとして現金を交付するものとします。

(4) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額繰上償還を可能とする旨の条項はありません。ただし、当社は、平成22年6月11日以降のいずれかの日(以下「任意取得日」といいます。)に、任意取得日の1か月前までに本社債権者に対し事前の通知(撤回不能、以下「任意取得通知」といいます。)と、取得通知を行った日を「任意取得通知日」といいます。)を行うことにより、任意取得日現在において残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、交付財産(下記に定義します。)と引換えに取得することができます。当社が本新株予約権付社債の一部を取得する場合、代表取締役による抽選により、取得する本新株予約権付社債を決定するものとします。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、本社債の払込金額の総額を各取得事由に基づく取得の効力が生じる日における転換価額(転換価額が調整又は修正された場合には当該調整又は修正後の転換価額)で除した数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また、計算の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。)をいいます。

また、当社は、下記(i)乃至(iii)に定める事由が生じた日(以下「一定事由取得日」といいます。)に、一定事由取得日現在において残存する本新株予約権付社債の全部を、交付財産と引換えに取得します。

(i) 倒産決定

当社、又は当社の資産の重要な部分に関する、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の決定があったとき。

(ii) 倒産自己申立

当社による、当社、又は当社の資産の重要な部分に関する、支払いの停止又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する手続開始の決定の申立て(日本国外における同様の申立てを含みます)があったとき。

(iii) 信用不安事由等の発生

当社に下記いずれかの事由が発生したとき。

- ① 解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- ② 営業を廃止したとき。
- ③ 第1回目の手形不渡りを出したとき。
- ④ 当社の重要な資産に対して仮差押え、保全差押え又は差押えの命令若しくは通知(日本国外における同様の手続を含みます。)が当社に対して送達されたとき、又は保全差押え若しくは差押えの執行を命じる裁判の送達が当社に対して行なわれたとき。

また、当社は、平成36年6月7日に、残存する本新株予約権付社債の全部を、交付財産と引換えに取得します。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

新株予約権の一部行使はできません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

特にありません。

② 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年7月18日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	9,578
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	957,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	745
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 745 資本組入額 373
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役または使用人の地位を失った後も権利の行使可能。また、被付与者が死亡した場合には相続人が権利の行使可能。ただし、いずれの場合にも権利付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成19年7月18日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	9,467
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	946,700
新株予約権の行使時の払込金額（円）	745
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 745 資本組入額 373
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役または使用人の地位を失った後も権利の行使可能。また、被付与者が死亡した場合には相続人が権利の行使可能。ただし、いずれの場合にも権利付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成21年8月4日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	9,180
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	918,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	816
新株予約権の行使期間	平成23年9月2日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 816 資本組入額 408
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役または使用人の地位を失った後も権利の行使可能。また、被付与者が死亡した場合には相続人が権利の行使可能。ただし、いずれの場合にも権利付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成21年8月4日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	9,180
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	918,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	816
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 816 資本組入額 408
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役または使用人の地位を失った後も権利の行使可能。また、被付与者が死亡した場合には相続人が権利の行使可能。ただし、いずれの場合にも権利付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	96,290,850	—	3,459	—	6,050

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,150,200	—	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,210,500	932,105	同上
単元未満株式	普通株式 930,150	—	同上
発行済株式総数	96,290,850	—	—
総株主の議決権	—	932,105	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,700株(議決権の数37個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式81株が含まれております。

②【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
㈱タカラトミー	東京都葛飾区立石 7-9-10	2,150,200	—	2,150,200	2.23
計	—	2,150,200	—	2,150,200	2.23

(注) 平成22年6月30日現在の自己保有株式数は2,151,186株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高（円）	735	734	716
最低（円）	704	630	667

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,391	26,929
受取手形及び売掛金	18,013	18,299
有価証券	264	264
商品及び製品	10,262	9,418
仕掛品	540	306
原材料及び貯蔵品	1,252	1,080
繰延税金資産	3,775	3,533
その他	3,364	2,654
貸倒引当金	△376	△354
流動資産合計	61,488	62,132
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,529	13,363
減価償却累計額	△7,531	△7,430
減損損失累計額	△452	△453
建物及び構築物（純額）	5,544	5,480
機械装置及び運搬具	2,400	1,618
減価償却累計額	△1,406	△1,350
減損損失累計額	△0	△0
機械装置及び運搬具（純額）	993	267
工具、器具及び備品	29,378	29,248
減価償却累計額	△27,942	△27,642
減損損失累計額	△108	△109
工具、器具及び備品（純額）	1,327	1,496
土地	9,832	9,830
リース資産	3,168	3,344
減価償却累計額	△1,653	△1,733
減損損失累計額	△136	△136
リース資産（純額）	1,378	1,475
建設仮勘定	283	1,070
有形固定資産合計	19,359	19,620
無形固定資産		
その他	1,944	1,809
無形固定資産合計	1,944	1,809
投資その他の資産		
投資有価証券	3,939	4,139
繰延税金資産	4,663	4,634
その他	3,857	3,780
貸倒引当金	△485	△354
投資その他の資産合計	11,974	12,199
固定資産合計	33,278	33,629

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成22年6月30日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年3月31日)

繰延資産		
社債発行費	110	118
繰延資産合計	110	118
資産合計	94,877	95,880
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,965	10,627
短期借入金	4,198	3,031
1年内返済予定の長期借入金	2,308	2,410
1年内償還予定の社債	1,850	1,850
リース債務	1,114	1,205
未払金	3,672	4,956
未払費用	2,910	4,073
未払法人税等	85	518
引当金	403	607
繰延税金負債	40	13
その他	1,499	545
流動負債合計	29,047	29,840
固定負債		
社債	2,935	3,290
新株予約権付社債	12,300	12,300
長期借入金	2,193	2,388
リース債務	402	431
繰延税金負債	1,095	1,097
再評価に係る繰延税金負債	632	632
退職給付引当金	2,348	2,276
その他の引当金	211	239
負ののれん	※ 30	※ 79
その他	1,247	1,242
固定負債合計	23,396	23,977
負債合計	52,444	53,818

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成22年6月30日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年3月31日)

純資産の部

株主資本

資本金	3,459	3,459
資本剰余金	6,823	6,823
利益剰余金	35,274	34,344
自己株式	△1,319	△1,318
株主資本合計	44,238	43,309

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	233	299
繰延ヘッジ損益	△246	43
土地再評価差額金	△6	△6
為替換算調整勘定	△3,136	△2,892
評価・換算差額等合計	△3,154	△2,555

新株予約権

少數株主持分	1,076	1,078
純資産合計	42,432	42,062
負債純資産合計	94,877	95,880

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	36,288	33,975
売上原価	24,897	22,220
売上総利益	11,390	11,754
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	491	405
保管費	553	643
広告宣伝費	1,798	1,824
役員報酬	122	161
給料手当及び賞与	3,237	3,442
役員賞与引当金繰入額	20	28
退職給付費用	182	213
役員退職慰労引当金繰入額	16	14
減価償却費	233	276
研究開発費	543	502
支払手数料	524	589
貸倒引当金繰入額	85	51
その他	2,099	2,018
販売費及び一般管理費合計	9,908	10,173
営業利益	1,482	1,580
営業外収益		
受取利息及び配当金	43	38
為替差益	4	—
負ののれん償却額	114	108
その他	108	110
営業外収益合計	271	257
営業外費用		
支払利息	112	70
その他	72	116
営業外費用合計	185	186
経常利益	1,568	1,651
特別利益		
固定資産売却益	4	4
貸倒引当金戻入額	18	17
その他	—	0
特別利益合計	22	22
特別損失		
固定資産売却損	2	6
固定資産除却損	—	16
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	24
特別損失合計	2	47
税金等調整前四半期純利益	1,588	1,627
法人税等	112	45
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,582
少数株主利益	4	6
四半期純利益	1,471	1,575

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,588	1,627
減価償却費	853	978
固定資産除却損	—	16
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△76	158
退職給付引当金の増減額（△は減少）	62	103
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△6	△9
受取利息及び受取配当金	△43	△38
支払利息	112	70
固定資産売却損益（△は益）	△2	1
売上債権の増減額（△は増加）	△992	69
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,517	△1,386
仕入債務の増減額（△は減少）	1,799	470
未払金の増減額（△は減少）	△471	△643
未払費用の増減額（△は減少）	△919	△1,108
その他	△1,277	△917
小計	△890	△608
利息及び配当金の受取額	43	38
利息の支払額	△113	△74
法人税等の支払額	△602	△458
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,562	△1,103
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△8	—
定期預金の払戻による収入	6	—
有形固定資産の取得による支出	△359	△782
有形固定資産の売却による収入	26	—
無形固定資産の取得による支出	△106	△348
投資有価証券の取得による支出	△216	△1
子会社株式の取得による支出	△303	△1
その他	13	407
投資活動によるキャッシュ・フロー	△948	△727
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△3,969	1,225
長期借入金の返済による支出	△316	△304
社債の償還による支出	△356	△355
新株予約権付社債の発行による収入	5,247	—
配当金の支払額	△347	△544
自己株式の取得による支出	△5,830	—
自己株式の処分による収入	8,420	—
その他	△291	△427
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,555	△405
現金及び現金同等物に係る換算差額	26	△157
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	71	△2,395
現金及び現金同等物の期首残高	21,492	26,638
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△18	△155
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	11
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 21,544	※ 24,100

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)</p>
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1)連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、(株)ユーワースは(株)ユニオントイマークティングを吸収合併しております。(株)トミーダイレクトおよびティーツーラボ(株)は、重要性がなくなったため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2)変更後の連結子会社の数 27社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>(2)資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ4百万円、税金等調整前四半期純利益は28百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は80百万円であります。</p> <p>(3)企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」は、当第1四半期連結累計期間において金額的重要性が低くなつたため、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めております。

なお、当第1四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」は、△0百万円であります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」は、当第1四半期連結累計期間において金額的重要性が低くなつたため、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めております。

なお、当第1四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」は、△0百万円であります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の処分による収入」は、当第1四半期連結累計期間において金額的重要性が低くなつたため、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めております。

なお、当第1四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の処分による収入」は、0百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一般債権の貸倒見積高の算定方法については、当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略して前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※ のれんと負ののれんは相殺表示しております。	※ のれんと負ののれんは相殺表示しております。
のれん 798百万円	のれん 853百万円
負ののれん △828	負ののれん △932
相殺後負ののれん △30	相殺後負ののれん △79

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
記載すべき事項はありません。	記載すべき事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結 貸借対照表に記載されている科目的金額との関係 (平成21年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結 貸借対照表に記載されている科目的金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 21,769百万円	現金及び預金勘定 24,391百万円
有価証券 264	有価証券 264
計 22,033	計 24,656
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △424	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △491
譲渡性預金（NCD）を除く有価証券 △64	譲渡性預金（NCD）を除く有価証券 △64
現金及び現金同等物 21,544	現金及び現金同等物 24,100

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 96,290,850株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,151,186株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 271百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	658	7.00	平成22年3月31日	平成22年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	玩具事業 (百万円)	玩具周辺事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	23,783	12,119	385	36,288	—	36,288
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	862	245	2	1,111	(1,111)	—
計	24,645	12,365	388	37,399	(1,111)	36,288
営業利益又は営業損失（△）	2,486	△255	2	2,233	(751)	1,482

(注) 1. 事業区分は、製品の種類・性質・製造方法・販売市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な製品

- (1) 玩具事業……………幼児玩具、男児玩具、女児玩具、カード、ホビー、生活雑貨用品
- (2) 玩具周辺事業……………カプセル玩具、家庭用ゲームソフト、玩具菓子、キッズ/ベビーアパレル、デジタルコンテンツ
- (3) その他事業……………各種販売事業等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	33,593	1,550	231	912	36,288	—	36,288
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	345	—	—	6,346	6,691	(6,691)	—
計	33,938	1,550	231	7,259	42,979	(6,691)	36,288
営業利益又は 営業損失（△）	2,211	△130	△33	253	2,302	(819)	1,482

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

欧州：イギリス、フランス

北米：アメリカ合衆国

アジア：中国、タイ等

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	欧州	北米	アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	2,365	2,810	1,959	362	7,497
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	36,288
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.5	7.7	5.4	1.0	20.7

(注) 1. 国または地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国または地域

欧 州：イギリス、フランス等

北 米：アメリカ合衆国等

ア ブ リ ー：中国、韓国等

その 他：中南米等

3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、玩具および玩具周辺事業（ベンディング事業、家庭用ゲームソフト、キッズアパレル、映像等）を、国内外にて展開しております。

当社グループは、中期経営戦略の最重点課題のひとつとして「グローバル展開の強化」を掲げ、日本・欧州・北米・アジアの4極体制を確立し、グローバル市場対応の商品開発・生産・物流プロセスを徹底させつつ、地域特性に応じた価格戦略、マーケティング体制、戦略的アライアンスの活用等を推進しております。

このような状況を踏まえ、当社は当第1四半期より、マネジメント・アプローチに基づく報告セグメントとして、従来の所在地別セグメントによる開示情報に一本化いたしました。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	日本	欧州	北米	アジア	合計
売上高					
外部顧客への売上高	31,064	1,540	93	1,277	33,975
セグメント間の内部売上高又は振替高	253	—	8	5,013	5,275
計	31,317	1,540	101	6,290	39,250
セグメント利益又は損失（△）	2,346	△85	9	146	2,417

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	2,417
セグメント間取引消去	△17
全社費用（注）	△818
四半期連結損益計算書の営業利益	1,580

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 株当たり純資産額 436.42円	1 株当たり純資産額 432.90円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 16.47円	1 株当たり四半期純利益金額 16.74円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 14.34円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 13.81円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	1,471	1,575
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	1,471	1,575
期中平均株式数 (千株)	89,347	94,140
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	0	0
(うち支払利息(税額相当額控除後))	(0)	(0)
普通株式増加数 (千株)	13,263	20,009
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなか った潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	—	—

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 21年 8月 7日

株式会社タカラトミー

取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 山本 哲也 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮木 直哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラトミーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 22年 8月 6日

株式会社タカラトミー

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮木 直哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラトミーの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月6日
【会社名】	株式会社タカラトミー
【英訳名】	TOMY COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富山 幹太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 三浦 俊樹
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区立石7丁目9番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長富山幹太郎及び当社最高財務責任者三浦俊樹は、当社の第60期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。